

1 議 事 日 程（第3日）

（平成22年第2回有田川町議会定例会）

平成22年6月22日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 請願の審査報告について（請願第1号）
- 日程第2 議案第64号 平成22年度有田川町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議案第65号 平成22年度有田川町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第66号 平成22年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第67号 平成22年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第68号 有田川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第69号 有田川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第70号 有田川町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第71号 有田川町雇用創出推進基金条例の制定について
- 日程第10 議案第72号 有田川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第73号 金屋町立保育所整備資金基金条例等を廃止する条例の制定について
- 日程第12 議案第74号 有田川町辺地総合整備計画の変更について
- 日程第13 議案第75号 平成22年度簡補第1号岩倉簡易水道施設整備工事（立石地区第3工区）の請負契約について
- 日程第14 議案第76号 平成22年度簡補第3号釜中簡易水道施設整備工事（黒松地区）の請負契約について
- 日程第15 議案第79号 平成22年度有田川町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第16 農業委員の推薦について
- 日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第18 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第19 特別委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第20 議員派遣の件
- 日程第21 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである（17名）

1番	増谷憲	2番	堀江眞智子
3番	橋爪弘典	4番	東武史
5番	岡省吾	6番	前勢利夫
8番	佐々木裕哲	9番	森本明
10番	殿井堯	11番	坂上東洋士
12番	楠部重計	13番	新家弘
14番	西弘義	15番	中山進
16番	竹本和泰	17番	亀井次男
18番	森谷信哉		

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

7番 湊正剛

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

3番 橋爪弘典 16番 竹本和泰

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（21名）

町長	中山正隆	副町長	山崎博司
清水行政局長	保田永一郎	会計課長	西尾幸治
総務課長	山田清美	企画財政課長	武内宜夫
総合業務課長	高垣忠由	消防長	前田英幸
福祉課長	大方肇	環境衛生課長	河島一昭
住民課長	赤井康彦	税務課長	星田仁志
建設課長	東信行	産業課長	福原茂記
地籍調査課長	上岡重和	水道課長	前守
下水道課長	東敏雄	教育委員長	早田智代
教育長	楠木茂	学校教育課長	坂上泰司
社会教育課長	三角治		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長 山下時克 書記 池尻ひろ子

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（前勢利夫）

おはようございます。

7番、湊正剛君から欠席の届け出がありましたので、報告します。

ただいまの出席議員は17人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、本日の説明員は、町長ほか20名であります。

……………日程第1 請願の審査報告について（請願第1号）……………

○議長（前勢利夫）

日程第1、請願の審査報告についてを議題とします。

請願第1号として、藤並学童クラブの保育施設充実に関する請願が、本定例会第1日目において住民福祉常任委員会に付託されています。この件について、住民福祉常任委員会委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

住民福祉常任委員会委員長、楠部重計君。

○住民福祉常任委員長（楠部重計）

12番の楠部でございます。委員長報告を行います。

請願第1号、藤並学童クラブの保育施設充実に関する請願が、本定例会第1日目において当委員会に付託されています。

去る6月8日に委員会を開き、担当課長等の出席を求め、学童保育の現状についての説明を受け、あわせて現地の調査も行い、請願の趣旨・内容等について慎重に審査をいたしました結果、全会一致で採択と決定をしました。十分に御審議の上、よろしく御決定くださいますようお願いを申し上げ、御報告を終わります。

○議長（前勢利夫）

ただいま委員長報告がなされました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

全員賛成であります。

よって、本件は採択することに決定しました。

……………日程第2 議案第64号……………

○議長（前勢利夫）

日程第2、議案第64号、平成22年度有田川町一般会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

議案第64号について、質疑をさせていただきます。

歳出の17ページの企画費として、今回、新規で鉄道車輛動態保存展示委託料76万5,000円と、そのための燃料費等13万、合わせて780万弱ほど予算化されていると思いますが、これはこの施設にある動態保存してる車両2台の運行等に係る費用だと聞いておりますが、毎年こういう形で予算を組んでいかれるのか。今回は緊急雇用対策の一環として予算化をされているというふうに聞きますけれども、これは何年も続くわけではないし、後ほど出てきます基金の活用にしても、ほかの雇用対策との関係も出てきますから、長い目で見ていきますと、運行委託料というのはどのようにっていくのか一つお聞きしたいのと。それから、動態保存会へ委託されるということですが、この車両については有料だと聞いております。ということは、乗車料金は幾らぐらい取ると聞いておられるのか、その点、明確にしていきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（前勢利夫）

企画財政課長、武内君。

○企画財政課長（武内宜夫）

増谷議員さんの質疑にお答えしたいと思います。

まず、運行委託料につきましては、何年度ぐらいをめぐるといようなことであります。今現在考えておるのは、この件のふるさと雇用再生特別基金活用事業ということで2年間を予定して、その間に集客等の状況も見まして、今後引き続いて必要であるというような状況になった場合には、基金等の活用も考えていかなければならないと思っております。

それと乗客を乗せて運行させるということでもありますので、料金はいかほどか検討しておるのかということでもございました。このことにつきましては、今検討しておる最中ではありますが、保存会等とも話をしていっている中では、できましたら100円か150円程度というように、今話を進めておる状況でございます。

今後におきまして、この2年を過ぎた後につきましては、もう一度きちんとこの事業の必要性等を考えまして、再検討というか、その方もつめていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（前勢利夫）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第3 議案第65号……………

○議長（前勢利夫）

日程第3、議案第65号、平成22年度有田川町老人保健事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第4 議案第66号……………

○議長（前勢利夫）

日程第4、議案第66号、平成22年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第5 議案第67号……………

○議長（前勢利夫）

日程第5、議案第67号、平成22年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第6 議案第68号……………

○議長（前勢利夫）

日程第6、議案第68号、有田川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第7 議案第69号……………

○議長（前勢利夫）

日程第7、議案第69号、有田川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第8 議案第70号……………

○議長（前勢利夫）

日程第8、議案第70号、有田川町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第9 議案第71号……………

○議長（前勢利夫）

日程第9、議案第71号、有田川町雇用創出推進基金条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

議案第71号、有田川町雇用創出推進基金条例の制定にかかわって質疑をさせていただきます。

今回の条例の中身を見ましても、具体的なところについては明記されておりませんが、この具体的なものについては、今後、要綱もしくは細則で、どういう形でつくっていくのか、その点、明確になっているのかどうか。もしつくられるとすれば、できた段階で議会にもぜひ提出していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（前勢利夫）

企画財政課長、武内君。

○企画財政課長（武内宜夫）

増谷議員さんの御質疑にお答えしたいと思います。

条例の制定は、今、上程させてもらっておるんですけども、その後において要綱、もしくは規則等をつくる予定があるのかとこういう質問だったと思います。今のところ条例をつくらせていただいて、今後においてどういうものへ使用するという細かいことについて、規則等、もしくは要綱で制定せねばならんとは考えておりますけども、今現在はまだしていません。鋭意その方向で進みたいと思いますので、よろしくお願

いしたいと思います。

○議長（前勢利夫）

1 番、増谷憲君の再質疑を許可します。

○1 番（増谷 憲）

再質疑をさせていただきます。

まだ具体的なことは決まっていないということなのですが、となりますと実施時期というのはかなりおくれていくということになってくるのかなと思いますが、この基金の実際の活用時期はいつごろからなのか、その点も明確にさせていただきたいと思います。

○議長（前勢利夫）

企画財政課長、武内君。

○企画財政課長（武内宜夫）

この基金につきましては、国の方から21年度と22年度に限り交付してくれるということになっております。そのような中で財源等も限られてきますので、その辺は検討させていただきまして、対処したいと思っております。

○議長（前勢利夫）

よろしいですか。

（「はい」と増谷議員、呼ぶ）

○議長（前勢利夫）

ほかに質疑はありませんか。

17番、亀井君。

○17番（亀井次男）

関連質問であります。この基金の支出がまだわかりません。ただ、入金が予定されておるので、受け皿として基金の方は設立するとういう意味であると思うんやけど。大体幾らぐらい、いつじゅうに入金されるのかという予定についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（前勢利夫）

企画財政課長、武内君。

○企画財政課長（武内宜夫）

亀井議員さんの質疑にお答えしたいと思います。

今年度につきまして、基金の積み立ての金額につきましては、予算を上げておるとおりでございます。1億8,181万1,000円でございます。それと22年度の予定につきましては、ちょっと下がるんですけども、1億7,000万円程度ということになってございます。

以上でございます。

○議長（前勢利夫）

17番、亀井次男君。

○17番（亀井次男）

この約3億5,000万ぐらいのお金は、いつまでに使わんなんとか、そういう形のお金ではないのかと。ゆっくりこちらで検討できるんやという形になってるのか、またそれだけのものを、この6月議会ではまだ使い道とかそういうものは考えてないけどということであるんやけど、これはいつまでも置いとけやん問題であると、こう思うんで、それについてある程度の見通しというものをお聞きしたいと思います。

○議長（前勢利夫）

企画財政課長、武内君。

○企画財政課長（武内宜夫）

亀井議員さんの質疑にお答えしたいと思います。

この基金につきましては、いつまで使ってしまうといいますか、消化せよということとはございません。ただ、ことしはちょっとまだよう考えてないんですけども、ふるさと雇用でありますとか、緊急雇用対策、それ等々で今、大分それで活用させてもらっております。その事業が切れまして、できる限りその方で必要な事業というようなことが把握できましたら、こちらの方でも活用をしていきたいというようなことを思っております。

以上でございます。

○議長（前勢利夫）

17番、亀井次男君。

○17番（亀井次男）

もう1遍。僕聞いてたんが、これを使うような条例をいつ、6月議会でこの基金を提案するんやけど、いつじゅうまでに、今、課長の答弁した形を計画してるんなど。前の議員さんもそういうことで言うてるんで、大体これいつなど。ある程度9月議会じゅうにでも。お金をすぐ使わんなんというもんじゃない。今の課長の答弁でそれはええんやで、ええんやけど、入る条例はこしらえてるんやけど、それをどう使うていくかというものも何してるんやけど。これもある程度、普通は条例をこしらえたときには、何のためにと、こういう形でつくと。ただ、今は国からの助成金があるんで、それを使って今の予算の消えたときに使うんやと、こうなってるんやけど。ある程度、基本的に基金の条例化をするときは、まずは、普通はどう使うために今からちょちょこためていくという話。今回については、一応先に積み立てるというふうになってるんやけど、やっぱりその辺は入りと出をワンパックにするのが当然ではないかなとこういうふうになってるんで。この条例をつくるには反対ではないんやけど、ただ、いつじゅうにこの出の方の要綱等について——今も検討はしてると思うんやけど。大体9月議会をめぐりにして提案するとか、また12月議会をめぐりに提案にというのを聞きたいと、こういうことです。

○議長（前勢利夫）

企画財政課長、武内君。

○企画財政課長（武内宜夫）

答弁が非常にまずくて、どうもすいません。

今言われたことにつきましたら、ふるさと雇用とか県の補助、それと国の緊急経済対策、それが最長、再来年に切れることになります。その時点からということを考えますと、今年度中にできるだけ要綱等をきちんと整備したい、こんなように思っております。

以上でございます。

○議長（前勢利夫）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第10 議案第72号……………

○議長（前勢利夫）

日程第10、議案第72号、有田川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 1 1 議案第 7 3 号……………

○議長（前勢利夫）

日程第 1 1、議案第 7 3 号、金屋町立保育所整備資金基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

全員起立であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 1 2 議案第 7 4 号……………

○議長（前勢利夫）

日程第 1 2、議案第 7 4 号、有田川町辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第13 議案第75号……………

○議長（前勢利夫）

日程第13、議案第75号、平成22年度簡補第1号岩倉簡易水道施設整備工事立石地区第3工区の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第14 議案第76号……………

○議長（前勢利夫）

日程第14、議案第76号、平成22年度簡補第3号釜中簡易水道施設整備工事黒松地区の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第15 議案第79号……………

○議長（前勢利夫）

日程第15、議案第79号、平成22年度有田川町一般会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

議案第79号、平成22年度有田川町一般会計補正予算第2号について質疑をさせていただきます。

歳出の11ページに、今回、新規で育成林整備事業として組まれています。この事業の内容をお聞きしましたら、関係地権者の了解を皆とっていると。無償提供をされるということも聞いておるんですが、そこで問題になってくるのが、それぞれが持たれている山の固定資産税の問題なんです。普通無償提供されると、固定資産税は減免できるとなっていると思うんですが、その点、はっきり明確にお答えいただきたいと思います。申し出があれば、そういう決議をするべきだと思いますがいかがでしょうか。

（「議長、暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（前勢利夫）

それでは、暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 9時55分

再開 10時12分

~~~~~

○議長（前勢利夫）

それでは再開いたします。

日程第15、議案第79号につきまして、1番議員、増谷憲君の質疑に対して、当局の答弁を求めます。

税務課長、星田君。

○税務課長（星田仁志）

増谷議員の御質疑にお答えいたします。

この事業は、無償提供してもらって、林道・公衆用道路とするというような事業と

聞きました。この道路については、建設課において現地で実測してもらって、面積を一たん出してもらって、道路管理者であります建設課の方から税務課の方へ非課税申請というか、申請をしていただきますと、税務課の方で現地を確認いたしまして非課税とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（前勢利夫）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第16 農業委員の推薦について……………

○議長（前勢利夫）

日程第16、農業委員の推薦についてを議題とします。

農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定による議会推薦の農業委員は、現在の2名に1名を加え3名とし、次の者を推薦いたします。

有田川町大字中峯511番地、川村哲夫君、生年月日、昭和21年8月30日であります。なお、根拠法令につきましては、抜粋で御参考までに載せてございます。

お諮りします。

議会推薦の農業委員は3名とし、川村哲夫君を推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員を3名とし、川村哲夫君を推薦することを決定しました。

……………日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（前勢利夫）

日程第17、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査願います。

……………日程第18 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件……………

○議長（前勢利夫）

日程第18、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました、継続調査を要する所管事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査願います。

……………日程第19 特別委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（前勢利夫）

日程第19、特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各特別委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました、特別委員会の閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしくお願ひ申し上げます。

……………日程第20 議員派遣の件……………

○議長（前勢利夫）

日程第20、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第121条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

したがって、配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

よろしくお願ひ申し上げます。

……………日程第21 議長への委任について……………

○議長（前勢利夫）

日程第21、議長への委任についてお諮りします。

本定例会におけるすべての決議事件等について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成22年第2回有田川町議会定例会を閉会します。

~~~~~

閉会 10時18分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有田川町議会議長 前 勢 利 夫

3 番 議 員 橋 爪 弘 典

16 番 議 員 竹 本 和 泰